医療法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省医政局地域医療計画課

１．改正の趣旨

○　医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号。以下「改正法」という。）の一部の規定が令和９年４月１日に施行されることに伴い、関係政令の規定の整備を行う。

２．改正の概要

①　医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正（第１条関係）

⑴　医療法施行令第５条の４の２に関して、地域医療構想が医療計画の上位に位置付けられたことに伴い、医療計画において定める地域医療構想とされている規定を改正する。

⑵　改正法による医療法（昭和 23 年法律第 205 号）における項及び号の移動に伴い、所要の改正を行う。

⑶　その他所要の改正を行う。

②　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正（第２条関係）

改正法による医療法における以下の規定の創設に伴い、指定都市における事務の委任について、

⑴　医療法第７条の２第３項から第７項までについては、都道府県知事が策定する地域医療構想及び医療計画に紐づく必要病床数及び基準病床数を踏まえた規定であることから、医療法第７条の３と同じく、

・　医療法第７条の２第３項及び第５項について、都道府県知事のみの権限とし、都道府県知事は、指定都市から開設許可に同意を求める協議を受けた場合に、地域医療構想調整会議の協議を求める旨の読替規定を、

・　医療法第７条の２第７項について、指定都市の権限とし、指定都市の市長は、都道府県知事が同意をしなかった場合は許可を与えてはいけない旨の読替規定を置く。

⑵　医療法第７条の４については、都道府県知事が策定する地域医療構想及び医療計画に紐づく必要病床数及び基準病床数を踏まえた規定であり、既存の病床に関する規定であるため、医療法第７条の２第８項と同じく、指定都市への適用は行わないこととする。

③　国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）の一部改正（第３条関係）

改正法による医療法における項の移動に伴い、所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第６条

○　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項

４．適用期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月（予定）

○　適用期日：令和９年４月１日（ただし、２①の一部は公布日）